

令和6年度国民健康保険税のお知らせ

① 納税通知書の送付・納付方法

▶ 納期限等

7月から令和7年2月まで、8回に分けて納めていただきます。納税通知書・納付書は7月中旬に発送します。

▶ 納付方法

- ・納付書または口座振替となります。
- ・納付書で納入の方は、金融機関、コンビニエンスストア、地方税お支払サイトやスマホ決済のいずれかの方法で納期限までに納めてください。
- ・口座振替の方は、確実に引き落としができるよう、納期限の前日までに預金残高の確認をお願いします。
- ・口座振替を希望される方は、市内金融機関または税務課の窓口でお申し込みください。登録のお手続きには1カ月程度かかります。

② 特別徴収

特別徴収（年金から天引きによる徴収）となっている方、新しく特別徴収となる方には、7月下旬に特別徴収（本徴収）開始通知書をお送りします。

■ マイナ保険証への移行

今年12月2日に紙の保険証が廃止されますが、令和7年7月31日までは、今回送付する紙の保険証を引き続きお使いいただけます。有効期限後、マイナンバーカードをお持ちでない方や保険証の利用登録（マイナ保険証）をしていない方には「資格確認書」を送付します。医療機関等に「資格確認書」を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。詳しくは厚生労働省等のHPをご覧ください。

■ マイナ保険証のメリット

- ① 医療費を節約でき、自己負担も低くなります。
 - ② 過去のお薬、健診情報を利用して、よりよい医療を受けることができます。
 - ③ 限度額認定証の交付申請をしなくても、限度額を超える支払いが免除されます。
- 個人番号の下4桁表示について
新制度移行に向け、保険証情報とマイナンバーの紐づきの点検を行っています。保険証の台紙にマイナンバー下4桁を表示しますので、ご自身のマイナンバーと相違ないかご確認ください。

③ 今年度からの変更点（矢印右が変更後）

▶ 税率等の変更

- ・医療分の均等割額が改正
18,000円 ⇒ **18,800円**
- ・平等割額の改正
20,000円 ⇒ **20,800円**
- ・支援金分の所得割の税率が改正
2.9% ⇒ **2.8%**
- ・介護分の所得割の税率が改正
3.2% ⇒ **2.8%**

▶ 課税限度額の変更

- ・支援金分の課税限度額が改正
22万円 ⇒ **24万円**
医療分、介護分は変更がありません

▶ 軽減判定の判定額の変更

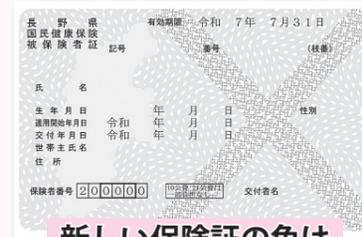
- ・5割軽減、2割軽減についての判定額が改正
- 【5割軽減】
世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が、
43万円 + 29.5万円(改正前は29万円) × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) 以下
- 【2割軽減】
世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が、
43万円 + 54.5万円(改正前は53.5万円) × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者等の数 - 1) 以下

保険証が
マイナ保険証へ
移行していきます



▶ 問合せ先

- 保険証・後期高齢者医療保険料に関すること 市民課 国保年金係 / 長野県後期高齢者医療広域連合 (☎ 026-229-5320)
- 国保税に関すること 税務課 市民税係



新しい保険証の色は
『うす緑色』

有効期間

令和6年8月1日
▼
令和7年7月31日

この期間に70歳・75歳を迎える方は有効期限が短くなる場合があります。

○ 国保加入・離脱手続きを忘れずに！

日本では、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるよう、すべての人が健康保険に加入します。

○ 国民健康保険に加入する方へ

退職等で職場の健康保険を脱退した方、健康保険の被扶養者でなくなった方など、どの健康保険にも加入していない状況になった時には、原則、国民健康保険に加入をしていただきます。

▶ 手続きの際の持ち物

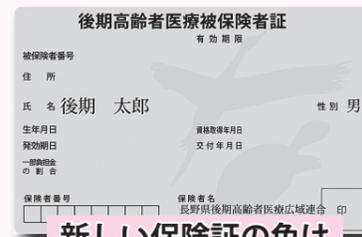
- ・これまで加入していた健康保険（組合）の資格喪失証明書
- ・マイナンバーカード

○ 国民健康保険を離脱する方へ

会社などに勤め、職場の健康保険に加入した場合には、国民健康保険の離脱手続きが必要です。

▶ 手続きの際の持ち物

- 勤め先の健康保険証（加入された全員分）、マイナンバーカード
- ※お急ぎの方は、健康保険の資格取得証明書でも手続き可能



新しい保険証の色は
『黄色』

有効期間

令和6年8月1日
▼
令和7年7月31日

長野県後期高齢者医療広域連合の黄色の封筒で個人宛にお送りします。

○ 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

対象者へ7月下旬に郵送します。

※適用区分の変更により送付されない場合もあります。

○ 保険料

	4・5年度	6・7年度	備考
均等割額	40,907円	44,365円	
所得割額	8.43%	9.45%	※1
賦課限度額	66万円	80万円	※2

※1：令和6年度は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合8.56%

※2：令和6年度は、昭和24年3月31日以前に生まれた方、障害認定の方は73万円

保険料納入通知書は7月中旬（年金天引きの方は9月上旬）に送付します。令和6・7年度の保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、左記のとおり改定されました。ご理解・ご協力をお願いします。

国民健康保険

後期高齢者医療保険

8月1日から
使用する

新しい健康保険証を送付します